

緑の風 NEWS

JR東労組



JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2024年 4月20日 No. 92

就業規則・法令違反が発覚!! 社友会は社員の自主的な集まりではなかったのか?

ある職場で、複数の組合員から社友会に関する資料が業務用タブレットで公開されていると指摘がされました。会社は団体交渉で社友会と名を打つものについて会社の備品等の使用を「認めていない」と回答していますので、社友会資料の業務用タブレットへの掲載は就業規則や法令に違反する可能性があります。

それだけにとどまらず、この社友会に関する資料には、社友会は「社員の自主的な集まり」とは到底言えない内容が掲載されていました。

発覚

社友会の職場代表が、勤務で会社を集められ過半数代表選を議論!

業務用タブレットに掲載されていた資料によると、「〇〇変革推進会議」と称す会議が「勤務」として開催されていることが判明しました。この会議は、営業・運輸・設備が合同で開催するものや系統ごとに区切り各職場代表者が月数回招集される会議と記載があります。会議の議題には、「過半数代表者選挙に向けた情報共有（各職場での取組み等について）」と複数回記載がありました。

つまり、この〇〇支社では、勤務で社友会の代表者が会社を集められ、過半数代表者選挙に関する意思統一を行っていたという事です。労働基準法施行規則第6条の2の二項には「使用者の意向に基づき選出されたものではないこと」と定められており、法令違反です。また、会議参加者から労働組合の組合員を排除し、労働組合対策としてこの会議が開催されていたとなれば不当労働行為です。また、任意団体である「社友会」の活動を勤務として認めているならば就業規則違反であり、不当労働行為です。

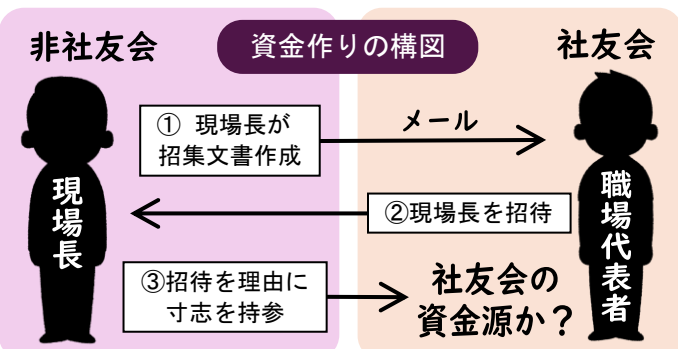
■横地申第1号交渉（2022/8/4）

- (組合) 会社が社友会に資金援助することはあるのか。
- (会社) ない
- (組合) 勤務時間中に社友会の活動は行えるのか?
- (会社) 行えない

発覚

社友会の意見交換会は現場長が企画! 社友会の資金源は会社の「寸志」?

業務用タブレットに掲載されていた資料によると、「社友会会員ではない現場長」が職場の社友会の意見交換の招集文書を作成し、社友会の職場代表にメールで送られてくると記載がされています。また、「招集文書を作成し、来賓の方を招待することで会社から寸志が出る仕組み」と記載されています。



社友会は社員の自主的な集まりと言いつつ、職場の意見交換は社友会会員ではない現場長が行い、社友会の資金は来賓を招待すれば寸志をもらえる「仕組み」となっていました。他の資料から寸志は1万円だと推認できます。会社は、団体交渉で社友会と名をうったものに、会社のお金を使用していないと回答をしています。その会社方針に反し、ある職場では、「社友会の資金作り」が行われていました。会社のお金を親睦団体に流出させる仕組みは許されるのでしょうか!

就業規則・法令違反がないか点検しよう